

協議会規約の改正について

江交協第 3 号

江田島市公共交通協議会規約の一部を改正する規約

平成 21 年 7 月 8 日

江田島市公共交通協議会会長 正井 嘉明

江田島市公共交通協議会規約（平成 21 年規約）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 3 号を次のとおり改める。

（13）広島県警察江田島警察署長の指名する者

第 7 条中第 5 項を第 6 項として，第 2 項から第 4 項までを 1 項ずつ繰り下げ，第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会議は，半数以上の委員が出席しなければ，開くことができない。

附 則

この規約は，平成 21 年 7 月 8 日から施行する。